

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 1月19日
【会社名】	ハリマ共和物産株式会社
【英訳名】	Harima-Kyowa Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津田 隆雄
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市飾東町庄313番地
【電話番号】	079-253-5217
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 津田 信也
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市飾東町庄313番地
【電話番号】	079-253-5217
【事務連絡者氏名】	代表取締役福社長 津田 信也
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当 187,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	150,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 平成27年1月19日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	150,000株	187,500,000	
一般募集			
計(総発行株式)	150,000株	187,500,000	

- (注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行います。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,250		100株	平成27年1月30日		平成27年1月30日

- (注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ハリマ共和国産株式会社 本社	兵庫県姫路市飾東町庄313番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
みなと銀行 御着支店	兵庫県姫路市御国野町御着702-7

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
187,500,000		187,500,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額187,500,000円につきましては、平成27年2月2日以降、運転資金に充当する予定であります。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1)割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先の概要				
名称	株式会社みなと銀行			
本店の所在地	兵庫県神戸市中央区三宮町2丁目1番1号			
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
	四半期報告書	(第16期 第1四半期)	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月4日 関東財務局長に提出
	四半期報告書	(第16期 第2四半期)	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	平成26年11月14日 関東財務局長に提出
提出者と割当予定先との間の関係				
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数		0株	
	割当予定先が保有している当社の株式の数		0株	
人事関係	該当事項はありません。			
資金関係	平成26年9月30日現在、運転資金として340,000千円の借入れがあります。			
技術関係	該当事項はありません。			
取引関係	該当事項はありません。			

(2)割当予定先の選定理由

当社は、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、安定株主を確保することが当社経営の安定化に資するとの判断から、第三者割当による自己株式処分を検討したところ、当社の主要取引銀行である株式会社みなと銀行との協力関係を強化することにより、当社の具体的ニーズに応じた資金調達の選択肢の拡大や兵庫県下における同行の豊富なネットワークを通じた事業基盤の強化等が期待できるものと判断し、同社を割当予定先としました。

(3)割り当てようとする株式の数

株式会社みなと銀行 当社普通株式 150,000株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が本自己株式処分により取得する当社株式を中長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が本自己株式処分の目的に賛同して頂いていること、また同社の資金等の状況については平成26年3月期有価証券報告書および平成27年3月期第2四半期報告書により、本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現金および預金が存在することを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社みなと銀行は、東京証券取引所第1部に上場しており、同社が提出している「コーポレートガバナンス報告書」（最終更新日：平成26年9月30日）の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄の内容を確認し、同社、その役員および主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議の前営業日（平成27年1月16日）の東京証券取引所における当社株式の終値である1,250円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、処分価額として合理的であると考えたためです。

また、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（平成26年12月19日から平成27年1月16日まで）の終値の平均値である1,221円に対して2.38%のプレミアム、直前3か月（平成26年10月20日から平成27年1月16日まで）の終値の平均値である1,207円に対して3.56%のプレミアム、直前6か月（平成26年7月22日から平成27年1月16日まで）の終値の平均値である1,186円に対して5.40%のプレミアムとなっております。

これは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、当該処分価額は合理的で特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、直近の市場価格であることから、取締役会に出席した監査役（3名、うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分による処分株式数は150,000株（議決権1,500個）であり、当社の発行済株式数5,441,568株に占める割合は2.76%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成26年9月30日時点の総議決権数（52,195個）に対して2.87%（小数点以下第三位を四捨五入）であるため、株式の希薄化および流通市場への影響は軽微であると判断しております。また、本自己株式処分は株式会社みなと銀行との協力関係の構築を目的に行うものであることから、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。従って、本自己株式処分に係る処分数量および株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
津田物産株式会社	兵庫県姫路市東辻井3丁目8-37	1,895,080	36.31	1,895,080	35.29
ハリマ持株会	兵庫県姫路市飾東町庄313	199,140	3.81	199,140	3.71
株式会社広島銀行 (常任代理人 資産管理 サービス信託銀行株式会 社)	広島市中央区紙屋町1丁目3-8 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	195,360	3.74	195,360	3.64
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266-1	195,300	3.74	195,300	3.64
津田 隆雄	兵庫県姫路市	160,600	3.08	160,600	2.99
津田 信也	兵庫県姫路市	159,120	3.05	159,120	2.96
株式会社みなと銀行	兵庫県神戸市中央区三宮町2丁目1番 1号			150,000	2.79
津田 則子	兵庫県姫路市	75,200	1.44	75,200	1.40
津田 三夫	兵庫県姫路市	72,936	1.40	72,936	1.36
津田 侑紀	兵庫県姫路市	68,400	1.31	68,400	1.27
計		3,021,136	57.88	3,171,136	59.05

(注) 1 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 当社保有の自己株式219,018株(平成26年9月30日現在)は、割当後69,018株となります。

3 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第三位を四捨五入しております。

4 割当後の総議決権に対する所有議決権数の割合は、本件自己株式処分後の総議決権数53,695個に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書および四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年1月19日）までの間に生じた変更その他事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（平成26年7月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成26年6月27日開催の当社第47期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金24円 配当総額125,341,200円

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第3条（目的）に定める目的事項を追加する。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、津田隆雄、津田信也、岡本則幸、山口義隆及び前原啓二を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、弥谷恵太郎を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	43,830	28	0	（注）1	可決（94.4%）
第2号議案	43,844	14	0	（注）3	可決（94.5%）
第3号議案				（注）2	
津田 隆雄	43,848	10	0		可決（94.5%）
津田 信也	43,848	10	0		可決（94.5%）
岡本 則幸	43,848	10	0		可決（94.5%）
山口 義隆	43,848	10	0		可決（94.5%）
前原 啓二	43,835	10	0		可決（94.5%）
第4号議案	43,840	18	0	（注）2	可決（94.5%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

第3 最近の業績の概要について

第48期第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）の業績の概要

第48期第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）における売上高の見込みは以下のとおりであります。なお、下記の数値については、決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりません。

売上高以外の指標につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため記載しておりません。

売上高（百万円）	29,700
----------	--------

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第47期）	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月30日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第48期第2四半期）	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	平成26年11月13日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月27日

ハリマ共和国産株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲尾 彰記
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東 昌一

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハリマ共和国産株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハリマ共和国産株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ハリマ共和国産株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ハリマ共和国産株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月27日

ハリマ共和物産株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲尾 彰記
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東 昌一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハリマ共和物産株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハリマ共和物産株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月10日

ハリマ共和国産株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲尾 彰記 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢倉 幸裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているハリマ共和国産株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ハリマ共和国産株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。